

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	( )
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	駒ヶ根市 (202100)
地域名 (地域内農業集落名)	下平地区  (小鍛冶・入口・小屋・中央・田沢、相田・上の原・田沢青島・上手西、三和・上手東・垣外・島赤須・駒在来)

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	216.38 h a	※
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	212.19 h a	
② 田の面積	200.58 h a	
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	15.8 h a	
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	6.33 h a	
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.18 h a	※
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	95 h a	※
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	h a	※
(備考) 遊休農地：0.66ha		

- 注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。  
 3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5：（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手への集積や集約化は進んでいるが、分散圃場解消の取り組みが必要。</li> <li>・後継者不足が懸念されるため、市内外からの新規参入の促進を図る。</li> <li>・土地改良から年数が経過し、ハード面の更新が必要となっている。</li> </ul>	※
--	---

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模区画に圃場整備された優良農地を活かし、最も適した水稻栽培地域として、低コストで環境にやさしい水稻栽培を農業経営の柱として位置付け、併せて転作作物を複合的に取り入れた、地域ぐるみの組織農業を推進する。</li> <li>・地区営農組合の連携や調整機能により、個別経営と法人経営が調和のとれた地域農業づくりに向け、話し合いによる合意形成を積み上げ、農地の集積、作業受委託など、大型機械を活用した地区農業を進める。</li> </ul>	※
--	---

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間管理機構を活用して担い手（認定農業者、農事組合法人）への農地の集積や集約化を基本としつつ、担い手の営農に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。</li> <li>・耕作できない農地は、担い手を中心に集積を進め、農地の有効利用に努める。</li> <li>・担い手に集積した農地がどうかに関わらず、所有している農地を自分自身で管理するよう、地区全体で推進する。</li> </ul>			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	79 %	将来の目標とする集積率	81 %

(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標
・耕作できない農地は、担い手を中心に集積を進め、農地の集約化を図り、団地面積の拡大を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	※
・農地中間管理機構を活用し、担い手を中心に集積や集約化を進める。また、集積や集約化については農地利用最適化推進委員や営農組合などが中心となって調整する。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	※
・地域の中心となる担い手に集積や集約化する農地は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。担い手の経営意向や所有者の貸付意向時期に配慮しつつ、農地利用最適化推進委員が段階的に集約化を行う。	
(3) 基盤整備事業への取組	※
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
・農業法人、認定農業者、専業農家の後継者、新規就農者の育成及び、企業的経営など経営感覚に優れた担い手農業者の育成により、地区農業の担い手経営体づくりを推進する。 ・地区営農組合及び農業関係組織の支援体制により、担い手経営体、農業後継者、新規就農者の育成を進める。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
・地区営農組合を中心に、農業法人や認定農業者等地域の担い手への農地集積、農作業受委託、効率機械利用を推進し、土地利用型作物を基幹とした複合経営による下平農場を構築して、協同意識の高揚と地域の合意形成による組織活動を展開する。	

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他
<p>【選択した上記の取組内容】</p> <p>⑩農地中間管理機構を通じた貸借における賃借料については、農地中間管理機構の方針により原則として金納とされているが、農地所有者の事情等により、地域の農地利用調整の合意形成において、物納が必要とされた場合については、金納に代わって物納（ただし、米に限る）の取り扱いでの契約の申出を行うことができるものとする。</p>				

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図上 の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	(公社) 駒ヶ根伊南シルバー人材センター	草刈り作業、農作業、木の伐採、果樹作業等	農作物全般

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・％）	
-------------	--	---------------	--

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。